

村民の皆さんによる村づくり活動を応援！

## 令和5年度の補助金交付 事業を募集します

村では、様々な分野で活躍する「村民の皆さんによる村づくり活動」を応援するため、「公募制度」により補助金を交付しています。そこで、来年度(令和5年度)の補助金交付を希望する団体を、次のとおり募集します。

補助金交付の申請は、年度ごとに新たに申請していただきます。継続事業や補助金交付をすでに受けている団体でも、指定期間内に申請がない場合は補助金交付の希望なしの取扱いとなります。申請の手続き漏れにご注意ください。

### 対象となる事業

広く公益を増進する村民自身が提案・実施する事業で、村の施策に合致し、行政に代わってその目的を果たすことが確実に見込まれる事業。

### 対象となる団体

他の村補助金を受けていない団体で、次の全ての要件を満たす団体。

視察研修経費（交通費を除く）、慶弔費、飲食費、懇親会費等

### ◎団体職員の人件費

補助の趣旨から団体の事務は団体自ら行ってください。

### 応募方法

募集期間内に「美浦村補助金等公募申請書（役場企画財政課で配布。村ホームページからダウンロードも可能）」を役場企画財政課に提出（持参）してください。

※事業の内容等によっては他の書類の提出が必要となる場合があります。

### ◇募集期間 8月1日(月)～8月31日(水)

※受付は午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

### 補助金交付の決定

村長は、補助金検討委員会で審査した内容を勘案し、採択・不採択を決定します。

なお、採択された補助事業については、事業の内容、申請団体名、補助金の額等を広報みほ等で公表します。

### ◇問合せ 役場企画財政課 ☎

029-1885-10340  
(内)207

### 交付できる期間

- ・政治活動や宗教活動を目的としない非営利団体
- ・村内在住者が5人以上在籍している団体
- ・活動拠点の事務所の所在地が村内にある団体

### 補助できる金額

一団体1年間。(内容により最長3年間まで継続可能)

### 対象となる金額

活動事業費の2分の1(上限30万円。3年目は上限10万円)。ただし、次の経費は補助の対象から除外されます。

◎社会通念上、自己負担または会費で賄うべきもの、公金支出にそぐわない経費、上位団体負担金、交際費、

## 自衛官等募集案内

	受験資格	受付期間 (締切日必着)	試験期日
航空学生	【海】18歳以上23歳未満の方 【空】18歳以上21歳未満の方 ※海・空ともに高卒者(見込含)、または高専3年次修了者(見込含)	7月1日 ～ 9月8日	1次：9月19日 2次：10月15日～20日のうち1日 3次：【海】11月18日～12月14日のうち1日 【空】11月12日～12月15日のうち1日
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者	7月1日 ～ 9月5日	1次：9月15日～18日のうち1日 2次：10月8日～23日のうち1日
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者	通年	受付時にお知らせします

この他、7月1日から防衛大学校学生、防衛医科大学校学生も受け付けています。応募資格年齢の起算日は、募集種目ごとに異なっていますのでそれぞれの採用要項で確認してください。※詳しくは自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所へお問合せください。

■問合せ 自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所（龍ヶ崎市寺後3629-5）☎0297-64-3351  
※ホームページにも募集情報を掲載しています。(http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/)